

日本銀行 金融高度化セミナー

# ガバナンス態勢の整備

---

- ・監査等委員会設置会社への移行
- ・取締役会の運営
- ・今後の課題

平成29年1月12日(木)

株式会社 宮崎銀行  
取締役経営企画部長  
河内 克典

# 監査等委員会設置会社への移行

## 1. 移行理由

### 監査・監督機能 および ガバナンス体制の強化

CGコードが求めている

「取締役会のより実効性のある監督機能強化」の要請にいち早く応える

#### (1) 権限委譲 (取締役会決議から常務会決議へ)

##### 権限委譲が可能な業務執行内容(主なもの)

- ・不動産の取得、処分等
- ・部長職相当以上の執行役員・行員の任免
- ・組織規程の改廃、有人店舗の新設、廃止、変更

経営の迅速な意思決定や取締役会議案数の削減が可能

# 監査等委員会設置会社への移行

## 1. 移行理由

### (2) 役員任期

監査役会設置会社	監査等委員会設置会社
取締役 2年 (定款変更で1年に短縮可能)	取締役・業務執行 1年
監査役 4年 (短縮不可)	取締役・監査等委員 2年

役員任期の短縮により、役員構成の設計がしやすくなる

### (3) CGコード対応

#### CGコード

- ・「攻めのガバナンスの実現」に向け、上場企業の取締役会に対して「実効性のある監督機能の強化」を要請 【基本原則4(3)】
- ・独立社外取締役を2名以上選任するよう要請 【原則4-8】

#### 会社法

- ・将来、独立社外取締役の2名以上選任が義務化される可能性  
事故ある場合に備えた補欠社外役員(各1名)を加えると6名以上の選任が必須

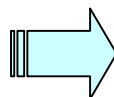
CGコードが監査等委員会設置会社の機関設計に対しても前向きな評価  
移行する上場会社数も加速度的に増加している状況

# 監査等委員会設置会社への移行

## 1. 移行理由

### (4) 社外役員の推移

平成25年6月	
取締役	監査役
社内 8名	社内 2名 社外 3名

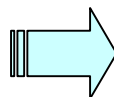


平成26年6月	
取締役	監査役
社内 8名 社外 1名	社内 2名 社外 2名

26年6月:補欠監査役1名(効力4年)を選任



平成27年6月	
取締役	監査役
社内 9名 社外 2名	社内 2名 社外 2名



平成28年6月(移行後)	
取締役	
社内 11名 (業務執行9名、監査等委員2名)	
社外 4名 (監査等委員4名)	

補欠取締役は選任していない

# 監査等委員会設置会社への移行

## 1. 移行理由

### (参考) 現任の社外取締役(監査等委員)

	属性等	選任理由(コーポレートガバナンス報告書記載)
山下 健次	県職員OB	宮崎県庁で要職を歴任。また宮崎県信用保証協会会長職の経験から、県内の中小企業の経済状況や動向にも精通。
山内 純子	元全日本空輸(株)役員	全日本空輸(株)などで要職を歴任。外部から見た経営全般に関する助言、当行初の女性役員として女性登用推進に関する助言を期待。
島津 久友	地元企業経営者	金融機関等での幅広い経験、実績。代表者として会社経営に関する知見も有す。
萩元 重喜	弁護士	弁護士として法令等に関する専門的知見を有す。

### 社内取締役(監査等委員)

	選任理由(コーポレートガバナンス報告書記載)
矢野 憲男	経営企画部長、リスク統括部長歴任。財務・会計分野に幅広い知見を有す。
梅崎 裕一	監査部長、人事部長歴任。

# 監査等委員会設置会社への移行

## 2. 移行手続き

### (1) 移行までの経過

日付等	決議機関	決定内容
平成27年11月～12月	経営協議会	移行可否の協議
平成28年1月下旬	常務会	移行方針決定決議
平成28年2月初旬	取締役会	常務会による移行方針決定にかかる報告
平成28年3月25日	取締役会	移行決定決議・公表
平成28年5月10日	取締役会	移行に伴う定款一部変更について株総上程決議
平成28年6月24日	株主総会	定款一部変更決議
平成28年6月24日	取締役会	取締役会規則、内部統制およびCG基本方針改定決議

・平成27年12月末に法律事務所とアドバイザー契約締結

# 監査等委員会設置会社への移行

## 2. 移行手続き

### (2) 移行協議における論点

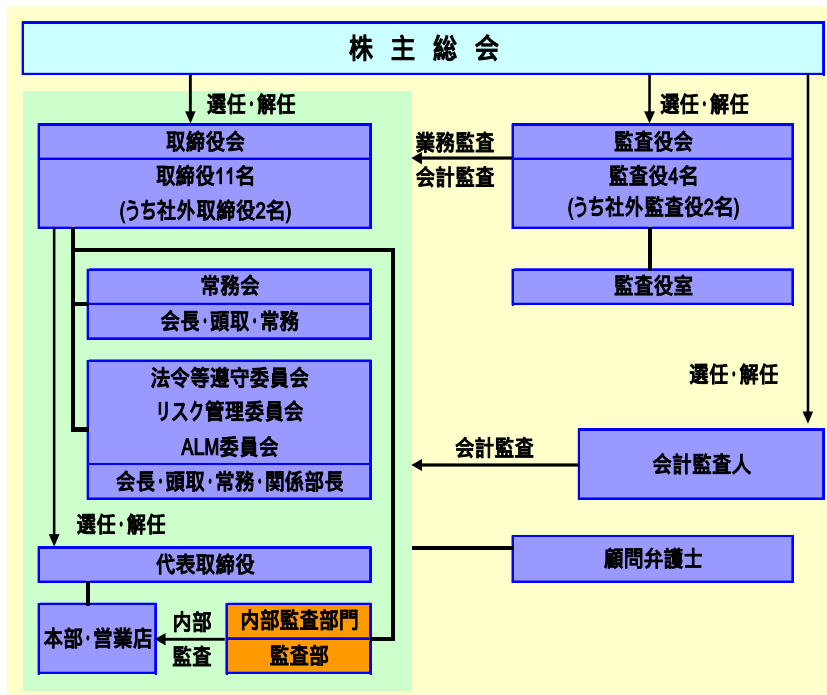
<b>自己監査の懸念</b>
業務執行と監査・監督は明確に分離 経営の基本的な意思決定に関与することによる実効的な監督
<b>独立した「監査役会」よりガバナンス低下の可能性</b>
監査等委員は株主総会で業務執行取締役とは別に選任 監査等委員会は独立した機関 議決権を持つことで取締役の業務執行にかかる監督権限が加わる 「適法性監査」に加え「妥当性監査」も含めた経営全般の監督が可能 業務執行取締役には監査等委員会議事録の閲覧等は認められていない 独立性担保
<b>独任制がないことによる監査等委員の権限低下</b>
監査等委員会の十分な審議をふまえた権限行使が可能 監査等委員は取締役会で自己の意見を述べ、反対票を投じることが可能 監査報告に自己の意見を付記するなど、監査等委員が単独で権限行使可能な事項もあり

# 監査等委員会設置会社への移行

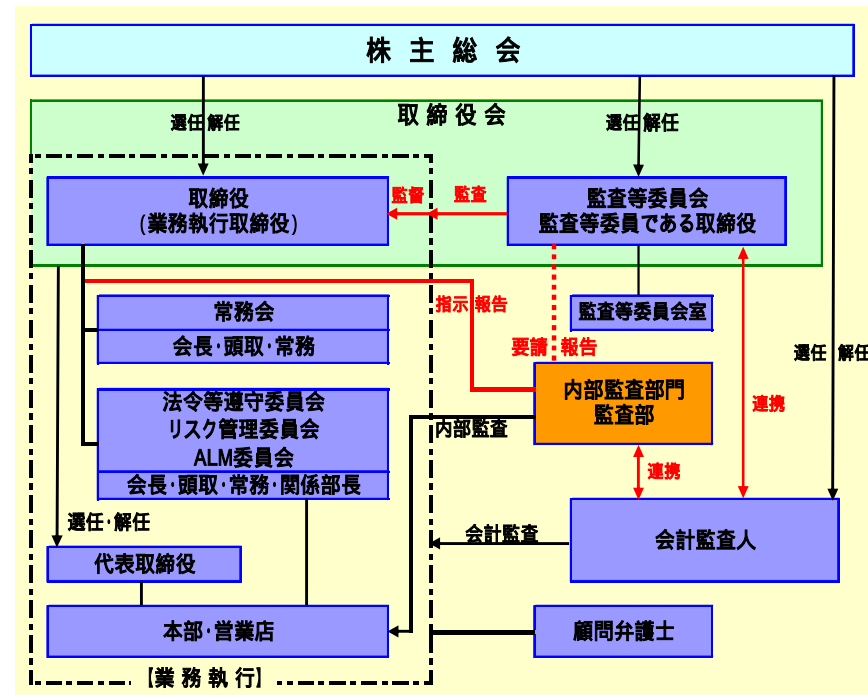
## 2. 移行手続き

### (3) コーポレートガバナンス体制図

【移行前】



【移行後】



#### 内部監査規程の改定

監査部はこれまでと同じ「代表取締役直屬」としつつも、「監査等委員会から調査の要請があった場合、調査を実施し結果を報告する。」とした。



# 取締役会の運営

## 1. 取締役会規則の改定

### (1) 権限委譲 委譲が可能とされる事項は、原則すべて常務会決議に

経営の意思決定の迅速化

議案数削減により、活発で建設的な議論可能

監査等委員の関与が限定され自己監査の懸念も払拭

#### 取締役会決議から常務会決議とした事項(13項目)

##### 法定の事項(8項目)

重要な財産の処分及び譲受、業務計画を著しく超える多額の借財、重要な職員の選任及び解任、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、募集株式、募集新株予約権の発行等に関する事項、株式の分割、無償割当て新株予約権の無償割当に関する事項、単元株の減少及び単元株式制度の廃止、募集社債、募集新株予約権付社債の発行に関する事項

##### 定款に定められた事項(該当なし)

##### 重要な業務に関する事項(5項目)

訴訟の提訴、応訴、解決及び和解に関する事項、特に重要な規定の制定、周辺業務に関する方針の決定、特に重要な業務の提携、重要な営業外の契約に関する事項

法令等遵守、リスク管理に関する基本方針等の決定は、会社法、金融庁監督指針等から取締役会決議のままとした。

#### 当面の対応

(1) 常務会において取締役会報告の要否を協議

(2) 社内監査等委員(常務会参加)が社外監査等委員に常務会決議事項を個別説明

# 取締役会の運営

## 2. コーポレートガバナンスに関する基本方針の改定

### (1) 取締役の指名手続

任意の指名委員会は設置していない

【理由】 監査等委員は株主総会において、業務執行取締役の選任に関して、監査等委員会の意見を述べる事ができる (会社法第342条の2第4項)

(当行規程) **監査等委員会規則(監査等委員会の職務)**  
取締役の選解任等についての**監査等委員会の意見の決定を行う**

CG基本方針について以下のとおり改定

(取締役の指名手続)

変更後	変更前
取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者、常務以上の役付取締役の選任は、 <b>事前に社外を含む全取締役へ開示し、監査等委員会の意見等を踏まえた上で、取締役会において決定される。</b>	新任取締役候補者、常務以上の役付取締役の選任は、 <b>事前に社外を含む全取締役・監査役へ開示した上で、取締役会において決定される。</b>

# 取締役会の運営

## 2. コーポレートガバナンスに関する基本方針の改定

### (2) 取締役の報酬決定手続

任意の報酬委員会は設置していない

【理由】 監査等委員は株主総会において、業務執行取締役の報酬に関して、監査等委員会の意見を述べる事ができる (会社法第361条第6項)

(当行規程) **監査等委員会規則(監査等委員会の職務)**  
取締役の報酬等についての監査等委員会の意見の決定を行う

CG基本方針について以下のとおり改定

(取締役の報酬等)

変更後	変更前
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、 <u>監査等委員会の意見等を踏まえた上で</u> 、取締役会において決定される。	(新設)

# 取締役会の運営

## 3. 移行による効果

### (1) 社外監査等委員の取締役会協議内容事前把握

- ・取締役会2営業日前の午前中までに取締役会資料提出
- ・取締役会前日に社内監査等委員による事前説明(事前打合せ会開催)
- ・同日取締役会の前に開催される「監査等委員会」でも協議可能

### (2) 社外監査等委員の出席回数増加

- ・事前打合せ会開催により原則毎月2回、全監査等委員が参集

	開催日	説明、協議内容
打合せ会	取締役会前日午後	翌日の監査等委員会・取締役会資料配付説明
監査等委員会	取締役会当日開催前	監査等委員会・取締役会議案協議 当月開催常務会決議事項、その他重要事項の 個別説明など

- ・次期中期経営計画(策定中)説明のための監査等委員会開催

# 取締役会の運営

## 3. 移行による効果

### (3) 社外監査等委員と代表取締役等との意見交換会 (それぞれ年2回開催)

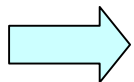
- ・社外監査等委員(4名) と 代表取締役(会長・頭取)
- ・監査等委員会(社内含めた6名) と 代表取締役(会長・頭取)
- ・監査等委員会(社内含めた6名) と 役付取締役(常務3名)

(1) ~ (3) は、社外役員が監査等委員会に集約されたことにより実現

### (4) 取締役会議案数の削減

- ・重要な経営の基本方針等について時間をかけて議論可能に

(4) は、可能な限り権限委譲を図ったことにより実現



取締役会における社外監査等委員の発言機会増加

# 今後の課題

## さらなるガバナンス強化に向けて

---

### (1) 内部監査部門(監査部)の位置付け

#### 監査部と監査等委員会の連携強化

← 業務執行部門から独立している監査部からの情報は非常に有用

監査計画決議・監査結果報告は常務会開催前に常勤監査等委員宛報告

#### 監査部と会計監査人の連携強化

← 監査結果の共有、定期的な意見交換

#### 内部監査体制の強化

← 業務に精通した行員が多数を占めるが内部監査について専門的ではない

# 今後の課題

## さらなるガバナンス強化に向けて

### (2) 取締役会実効性評価の高度化

現状、取締役会実効性評価アンケート(事務局作成)の集計結果による評価

<平成28年度に実施したアンケート>

実施時期	平成28年4月
対象者	取締役会議長(代表取締役会長)を除く全役員(監査役を含む)
内容	取締役会の実効性確保のための前提条件 取締役会における審議の活性化 情報入手と支援体制 取締役・監査役トレーニング 取締役全体の実効性評価 以上5項目について、全20問。 各設問毎の水準を5点満点で自己評価し、その平均点で評価。

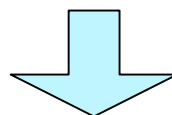
# 今後の課題

## さらなるガバナンス強化に向けて

### (3) 社外取締役に対する金融業務等専門的知識のサポート体制

「取締役会実効性評価アンケート」で社外役員から出された意見

「金融業界の専門的知識には、まだ自身に不十分な面があり、今後積極的に情報提供、知識を求めている。」



アンケート結果を踏まえた改善策(28年7月以降実施)

社外取締役の就任時に以下を実施

- ・地銀協主催研修派遣 (従来から実施)
- ・監査役協会セミナー派遣 (従来から実施)
- ・関係各部長(経営企画部長、リスク統括部長等)による銀行業務説明会 (今回追加)



## (参考) 当行概要

---

資本金	:	146億円
総資産	:	2兆7,860億円
純資産	:	1,351億円
預金残高	:	2兆3,607億円
貸出金残高	:	1兆7,711億円
有価証券残高	:	8,110億円
預り資産残高	:	3,586億円
店舗	:	国内本支店73、出張所23 宮崎県内 85 鹿児島県内 6 東京、大阪、福岡、大分、熊本 各1
従業員数	:	1,482名

(平成28年9月末現在)